

「すながわ お試し暮らし」2次（随時）募集 お申込手順

1 移住担当窓口に空き状況を確認

- 令和7年3月14日（金）以降は、随時利用申し込みを受け付けます。
- 施設の空き状況については、市ホームページ「空き状況カレンダー」からご確認いただけますが、最新の情報とカレンダーが更新されるまでの間、ずれが生じる場合がありますので、メール、ファックスまたは電話で担当窓口（下記）へお問い合わせください。

※1次募集終了日の3月7日（金）から3月13日（木）の間は1次募集の選考期間とさせていただきます。この期間は、お申込の受付は一切行うことができませんのでご承知おきください。

2 お申込について

- お申込については、

- ①砂川市ホームページのフォームでのお申込
- ②メール、ファックス、郵便等での申込書の提出

のどちらかとなります。

- ご希望の期間が空いていましたら、利用開始希望日の2週間前までに「すながわ お試し暮らし利用申込書」をご提出もしくは申込フォームにてお申込ください。様式は、砂川市ホームページからダウンロードできるほか、メールや郵便、ファックスでもお届け可能です。
- 入居可能期間は、令和7年4月16日（水）～令和8年3月31日（火）の間で、1週間（7日）以上2カ月間以内です。入退去日については、手続きの都合上、土曜・日曜・祝日を除く平日の市役所開庁時間（8時30分から17時15分まで）に設定していただくようお願いいたします。
- 年末年始期間（12月28日～1月8日）の利用および年度をまたいだ利用はできません。

3 利用申込確認（却下）通知書の送付（選考結果の通知・利用可否の確定）

- お申込につきましては、全て選考を行った上で利用の可否を決定させていただきます。
「空きがある場合は必ず利用できる」ということではございませんので、ご承知おきください。
- 利用申込書の提出もしくは申込フォームを受付してから1週間以内に「すながわお試し暮らし利用申込確認（却下）通知書」をメールもしくは郵送にてお送りいたします。内容をご確認いただき、誤りや変更がある場合は、ただちにご連絡ください。

※審査結果についてのご質問にはお答えできかねますので予めご承知おきください。

4 契約書の締結

- 入居日に建物貸付契約を交わし、使用料をお支払いいただきます。
- 契約書には押印が必要ですので、必ず印鑑をご持参ください。シャチハタはご使用できません。

※契約書の締結等、入居時のお手続きにつきましては、申込代表者の方に行っていただきます。代理人によるお手続き等は一切認めておりません。

5 「すながわ お試し暮らし」開始

- 市内案内や、物件案内など滞在中の生活をサポートいたします。

【お申込・お問い合わせ先】

すながわ移住定住促進協議会事務局
（砂川市政策調整課企画調整係内）
担当：三浦
〒073-0195 砂川市西7条北2丁目1番1号
TEL：0125-74-8767（直通）
FAX：0125-54-2568
E-mail：kikaku@city.sunagawa.lg.jp